

佐倉市補助金検討委員会（第7回）会議録

日時	平成23年10月19日（水）		場所	佐倉市役所1号館3階会議室
出席者	委員:犬塚 博委員 亀山 典子委員 稗田 省三委員 武藤 博己委員 吉村 真理子委員			
	事務局	小柳 啓一企画政策部長 小川 浩功財政課長 蜂谷 匡副主幹 林田 成広主査 松澤 則寛主査 田中 健治主任主事		
	その他	傍聴者 4名		
内 容				
<p>議事1 ヒアリング実施補助金の評価について（保留分）</p> <p>（委員長）</p> <p>それでは、今までのヒアリング実施事業のうち、委員会評価が保留になっていた件について、再度審議したいと思う。</p> <p>（林田主査）</p> <p>今までのヒアリング実施補助金で、保留となっていたものは、No.109「佐倉市体育協会補助金」1件のみである。</p> <p>前回の委員会において、交通費の補助に関して、実費相当額について一律という説明であったが、体育協会から参加者への支給はどうなっているのかというご質問について、保留になっていた。</p> <p>選手やコーチに対して、佐倉市体育協会が支給する交通費は定額となっており、佐倉市が10/10補助として交付しているものである。</p> <p>年度によって、あるいは種目によって開催地は異なり、選手の自宅の所在地によっても会場までの交通費は異なるので、実費弁償は困難であることから、参加選手に対する交通費として一律日額2千円を支給している。</p> <p>監督及びコーチ等への交通費については、人数の多寡によらず、1団体、1競技あたり1万円の定額としている。なお、大会当日以外にも監督会議等への出席にかかる交通費を含んでいる。</p> <p>（委員長）</p> <p>実態として、足りないのか。</p> <p>（林田主査）</p> <p>実態としては足りないことの方が多い。特に監督コーチについては、1団体あたり1万円の定額にしているのが、極端な話、監督コーチで5人の編成を組んで、3日間の大会に出たとしても1万円しかもらえない。行く場所、手段にもよりけりだが、バラバラである金額について1つ1つ実費弁償しきれないので、定額という形で支給しているものである。</p> <p>（委員長）</p>				

継続か。

(B 委員)

交通費といいながら、どういう趣旨で支給しているのか。本当に交通費補助なのか、市が団体に対して交通費相当分を援助資金として支給するのか、その考え方をはっきりしてほしい。

(小川財政課長)

補助の趣旨としては交通費相当分である。ただ、1つ1つ交通費相当分を積算することが困難であるため一律2千円にしている。

(B 委員)

市の代表として行ってもらうから交通費を負担するという考えであれば、啓発誘導ではないのではないか。分類に書いてあることとやっていることが違っている。実態に合わせてはっきりさせなければならない。

(委員長)

委員のご指摘は、市との連携により実施する事業への財政支援ということか。啓発誘導の意味もあるのではないか。

(B 委員)

啓発誘導だとすると交通費を支給しているということだけでなく、交通費相当分を支給するとすべきである。

(蜂谷副主幹)

全体としては社会体育の振興に誘導するという意義をもっている。

(委員長)

交通費相当分を支援するとすればいいということか。

(B 委員)

そうである。

議題2 委員会としての意見書提言内容について

・事務局説明（林田主査）

- ①ヒアリング未実施分意見の集約について（別添資料1）
- ②意見書論点整理（別添資料2）
- ③意見書に盛り込むべき内容・スタイル（別添資料3）

・ヒアリング未実施分の意見の集約について

(委員長)

それでは、ヒアリング未実施の補助金について意見の集約を図っていききたい。

星印については、廃止、縮小の意見をいただいているものである。担当課にも厳しい意見

となるため、個別の意見としてではなく、委員会の意見として集約できるかを論点に進めていきたい。

(小川財政課長)

まず、No.26「佐倉市鉄道駅バリアフリー化整備事業補助金」である。高齢者、障がい者等が安全かつ身体的負担の少ない方法で移動できるようにするため、市内の既存の駅について行う、エレベータの設置や、障がい者対応型トイレの設置などに要する経費の1/3を補助するものである。財源としては、県から補助交付額の1/4が補てんされる。

(B委員)

佐倉市に鉄道駅が6駅ある。そのうち5駅はエレベータ、エスカレータの設置が済んでいて、京成大佐倉駅のみが残っている。従って、全体として補助金の額は減ってくるのではないか。

(小川財政課長)

実績としては平成21年度、JR佐倉駅のエレベータ設置に約3,600万円。平成22年度、京成臼井駅のエレベータ設置に約3,000万円。平成23年度については、事業者に計画がないため補助する予定がない。京成大佐倉駅は駅自体が立体になっていないこともあって、未実施である。

補助の対象はエスカレータやエレベータの設置だけではなく、点字や障がい者の方のトイレ整備等も補助対象である。エレベータやエスカレータはほぼ整備されたが、それ以外はまだ残っているという現状である。

(委員長)

事業者が計画を立て、国、県が認めていくということか。

(小川財政課長)

そうである。県の補助金が仮になくとも、市が継続を検討すべきというご意見をいただいているが、県が補助をやめるという話は今のところない。

(委員長)

市として、事業者の計画に要望をつけることができるのか。

(小川財政課長)

実際に補助申請があったときには、エレベータをどこに設置するとか、事業担当課と事業者が協議をしている。

(委員長)

補助金の目的について、大枠としては達成したと認めていいのか。

(小川財政課長)

エレベータ、エスカレータの設置等についてはほぼ達成したが、その他点字ブロック等の対象事業は残っている。

(D委員)

市として、この補助金についてどう考えているのか。国や県が補助を出すかどうか分から

ないという不確定要素がある中で、委員会としてどのような意見を述べればいいのかかわりかねる。

(小川財政課長)

平成 23 年度はたまたま事業者からの実施協議がなかった。担当課としては、点検シートにもあるように、継続していきたいという考えである。主要駅についてエレベータ、エスカレータの設置は終わったので、委員会としてこの補助金は役目を終えたという意見をいただくのか、まだ高齢者の方、障がい者の方の対策は残っているので、残していくという意見をいただくのかということである。

(D 委員)

少なくとも市が全額を負担するのではなくて、事業者が負担しないと継続できない事業である。平成 23 年度に事業者から補助の申請がなかったということは、事業者は来年度は事業をする予定がないということだと思う。これについて、市はどう考えているのか。市が今より負担割合を増してもなお施策を進めていくのか、それとも事業者の判断に任せていくのか。

(蜂谷副主幹)

平成 23 年度に要請がなかった点について、エレベータ等に関して言えば、国の補助を受けるには乗降者数等の一定の基準があるが、京成大佐倉駅は基準に該当しないので、国の補助を受けられないという要因はある。

(D 委員)

それに対して市がどうしていくのかの方針が必要。基準を満たさない駅についても市が踏み込んで補助をしていくのか。個人的には市が待ちの姿勢というのもどうかとは思いますが、財政の問題もあると思うので一概には判断できない。

(委員長)

本件は、市の方針を明確にするべきということ委員会としての意見としたい。

(小川財政課長)

続いて、**補助金 No.56「農業近代化資金利子補給金」**である。

農業経営の近代化を推進するために必要な生産施設等の整備拡充をはかるため、資金を貸付ける金融機関に対し、利子補給率 1%以内で利子補給を行うものである。なお、同じ借入れに対し、国、県からも直接、金融機関に対して利子補給を行っている。

委員の意見としては、同様の補助金との一本化もふまえて整理統合することを検討されたいということである。

(委員長)

農業補助金はいろいろあるので、1つ1つを丹念に調べないと、農業のどういう側面にどう支援がされているのか、全体がよくわからないという印象であり、公平なのかどうか判断がつかない。農業の補助金を一括、整理して、全体像を見せてもらいたい。

(B 委員)

補助金 No.56「農業近代化資金利子補給金」は農業近代化資金融通法に基づいたもの。補助金 No.55「農業経営基盤強化資金利子補給補助金」は農林漁業金融公庫法に基づいている。別の支給根拠だから分けているということか。

(小川財政課長)

国の施策であり、市に裁量がありません。もし廃止すると、市民の方が国、県の補助を受けられないという状況になる。

(委員長)

農業に対してどういう補助金があるのかという側面に補助されているのかという、農業補助金説明資料のようなものを作ってほしい。

(小川財政課長)

農業補助金は全体像が見えにくいということで、情報提示を検討されたいという意見としてよろしいか。

(委員長)

整理・統合を検討するということがよいか。

(D 委員)

委員会の意見書はどのような形で使われるのか、そのイメージをすり合わせたい。委員会としては、あくまで一意見として述べさせていただいて、対応はそれぞれ現場の状況において担当課の検討にまかせるということなのであれば、一意見として申し上げるのはあっているのかと思う。

本件は国の制度と絡んでいるので、動かすことはできないのだと思うが、それをずっと言っても国の制度のままである。市としての農業政策がこういう方針であるという考えのもとに、おかしい制度であれば国や県と調整していくということが当然あっていいわけで、その可能性を掴むというのは、第三者の意見としてはおかしいと感じる。この意見を出したときにどういう取り扱いがされるのか。

(小川財政課長)

来年度予算に反映させるために意見をいただくものであり、担当課に意見を伝え、担当課がどう考え、どう予算に反映させていくかということである。補助金廃止という意見をいただいても、担当課がどうしても廃止できない事情があって予算要求したとき、担当課の意見、委員会の意見をふまえて予算査定を行っていきたいと考えている。

(D 委員)

だとすると、委員会の意見の背景にある考え方を伝えることが重要である。議論の経緯を知らずに意見だけを聞くと、本件は整理統合しなければならないように読めるが、(委員会の趣旨としては)本来、農業関係の補助金が錯綜しているという現状において、現場の人間が市の目的を理解せずに、国の補助制度だから市もやっているというように思考停止しているのであれば、補助金を体系的に理解し、補助の意義を考えた上で、国、県との連携を図っ

てほしいということの方が適切だと思う。実情を知らないで整理統合すべきと述べるよりも、考え方の背景を伝えるほうが重要ではないか。

(B 委員)

委員会の趣旨としてはわかりやすくシンプルにしてくださいということであって、廃止してほしいということではない。委員会でやっていることは事業仕分けではないのであって、総括して見えやすく整理して、使いやすい形にしてほしいというのが趣旨である。

(委員長)

意見としてはこのままでよいか。

(小川財政課長)

補助金 No.16「佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金」は、地域社会における住民自治の振興及び市民生活の向上に資するため、自治会・町内会等連合協議会の実施する、防犯活動や研修会、会報の発行などの事業に対し、交付金を交付するものである。

補助金 No.17「佐倉市自治会等自治振興交付金」は、自治会等が地域社会を活性化する事業その他住民自治の進行を目的とする事業に対する交付金である。加入世帯数に 300 円を乗じた額を上限として交付している。

委員からは、交付金に該当するのか、2つの補助金の整理統合するべきとの意見をいただいている。

(D 委員)

書かれた方の考えを知りたい。

(A 委員)

補助金 No.16「佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金」についてだが、地域住民の自治活動支援事業ということで、市民自治、市民協働の推進というのは目的としてはわかる。だが、実態として交付金ではないのではないかと。「市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援」として支出するのはおかしい。目的に則した支出が必要である。協議会が設立したら 2 万円、連合組織に所属している町内会の数によって 2 千円上積みするという、活動とは関係ないところに支出がなされている。活動の実態に見合った交付金にすべきである。

補助金 No.17「佐倉市自治会等自治振興交付金」については 1 世帯あたり 300 円を支給するとなっていて、回覧等を市が依頼するという交付金となっているが、活動の実態とは関係ない支出である。また、300 円という根拠が不明。実際、町内会費の 1 割に満たない額であり、町内会には役に立っていない。回覧等の手当として、毎年もらい続けることが本当にいいのか。市が要綱に書かれている目的を謳うのであれば、きちっとそうしてほしいし、市の事務を助けてもらっているということに対して 300 円出すということであれば、そこを明確にして交付金を支出してほしい。

どちらも見直すべきであるし、本当に市民の自治活動を支援するというのを謳うのであれば、No.16、17 は統合して、住民の支援を行い、レベルを上げるような形でもって補助金

を支出してもらいたい。今のまま支出を行うのであれば縮小でいいのではないか。

(小川財政課長)

市が依頼する回覧板は委託料として出している。この交付金の対象は自治会のスポーツ、レクリエーション、交通安全、防犯等の活動、社会福祉の推進、生活環境の向上に関する事業等を対象として交付しているが、交付金の額はご指摘いただいたように 1 世帯 300 円となっている。

実際の補助金の使途については、各自治会から報告を受けていて、交付額以上の活動があるのが実態である。

連合会については各自治会の地区単位の連携を深めるための経費として支出しており、2 万円及び町内会数に応じて 2 千円を加算した額を交付しているのが実情である。

(委員長)

自治会からするとこの補助金は大きな額ではないのか。

(小川財政課長)

世帯数にもよるが、1 万円に満たないところから 10 万円くらいまでである。

(D 委員)

A 委員は活動と関係なく組織に支出されているというご指摘で、事務局の説明からすると活動内容を確認しているという説明で、その違いはどこからくるのか。

(A 委員)

補助に対して組織は満足しているが、このまま継続していても市民の活動が高まっていくかとするれば甚だ疑問であるということだ。

(D 委員)

支出が惰性になっているという印象である。PDCA を回さないといけないのではないか。

(B 委員)

そもそも自治活動は市の依頼に基づいて行うものではない。交付金の取扱いは改めていただきたい。

(委員長)

担当課としてはもう一度自治会、町内会への補助金について出し方を検討してもらいたい。委託という形か、奨励という形か、公益活動への補助か、その点をゼロベースで整理してもらいたいということによいか。

(D 委員)

市民委員からこういう意見が出ていることに重要な意味を感じる。地域の重要性については誰も異論はない。補助金の出し方が惰性になっているということが問題なのであって、市が自治会に何を期待するのか、そこをもっと伝えて交付していかないといけないということではないか。

(小川財政課長)

補助金 No.29「佐倉市民間心身障害者施設運営費補助金」は、民間心身障がい者施設の受け入れ可能者数を拡大し、障がい者の日常生活の充実を図るために、生活介護、児童デイサービスなどの事業を実施する事業者に対し補助金を交付するものである。

委員からの意見としては、補助自体は必要だが、計画に対して決算が少ないということで、計画額を適正な額にしてほしいということである。

(C 委員)

目標値と成果値の乖離があり、維持でいいと思うが、課題をどう解消していくかを明確にしてほしい。

(小川財政課長)

補助金としての縮小ではなく、有効に活用してほしいということか。

(C 委員)

そうである。

(B 委員)

補助が 1/2 では受け入れられないのか、対象者数が少ないのか、それによって違う。実態がわからないので、説明をしてもらわないと意見が言えない。

(小川財政課長)

実態を把握し、計画を立てるという意見でよろしいか。

(B 委員)

(補助事業成果報告書を見ると) 330 人に 770 万円計画しているのに、決算額は 243 人に対して 115 万円しかない。その理由がよくわからない。そこを分析しないと、機能した補助にならない。

(小川財政課長)

補助金制度自体は必要と考えてよろしいか。

(B 委員)

もちろん、そうである。

(委員長)

計画縮小も検討する必要があるというその理解の仕方ということか。

(B 委員)

利用者数が少ないのであれば、計画縮小も検討ということである。

(小川財政課長)

補助金 No.51「佐倉市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金」は、上水道の供給区域外で、汚染が確認された地下水を飲料水に使用するために必要な浄水器の購入及び設置に要する費用について、10 万円を限度として補助金を交付するものである。

ご指摘としては、平成 22 年度の実績がないため、制度の必要性を再検証するということ

である。

(B 委員)

なぜ平成 22 年度実績が 0 なのかが知りたい。地下水汚染の問題が解決したのか。

(小柳企画政策部長)

家を建てて井戸を掘って汲み上げた際に汚染が確認された場合の補助金であるので、たまたま対象者がいなかったということだと思う。

(委員長)

上水の供給は義務ではないのか。

(蜂谷副主幹)

佐倉市では全区域が計画区域だが、一部水道が供給できていないところがある。水質検査を行って汚染が確認されたときに補助するという制度であり、申請に基づき交付するもので、市が積極的に対象者を把握するものではない。

(委員長)

対象世帯数はどれくらいか。水道の整備が先決である。これは廃止できない。

(B 委員)

1 件だけ枠取りしておこうということか。

(C 委員)

(補助事業成果報告書の) 年度ごとの成果値欄の 66、0 というのは何なのか。

(小川財政課長)

決算額を記載している。成果報告書の全体的な見直しをし、整理する必要がある。

(D 委員)

成果という概念がそぐわないものである。そぐわないものはそぐわないもので整理する必要があるのではないか。

(B 委員)

申請に対する対応率 100%というのが成果である。

(C 委員)

これでは、安全な飲料水を確保するという基本的なことが 66 しかできていないというように取られてしまう。

(小川財政課長)

補助金 No.62「農業体験農園事業補助金」は、市民に農業体験の場を提供することにより、遊休農地の解消と良好な農地の保全を図るため、農業体験農園を設置する者に対して、看板等の設置に要する経費等を補助するものである。

ご指摘は、1 か所 9 万円の零細補助金であり、成果なしが続いているため廃止をふまえて検討すべきというものである。

(委員長)

廃止をふまえて検討すべきということで、この補助金はヒアリングをしなかったが、星印は委員会の意見として確認したもの、その他については、委員からこういう意見があったということの整理でよいか。

(小川財政課長)

委員会として廃止ふくめて検討するということによろしいか。

(D 委員)

廃止する場合だが、目論見があって作られた制度であるので、それがなぜ計画額 27 万円になり、こういう実績になってしまったかという検証をしたうえで廃止してほしい。

(小川財政課長)

補助金 No.98「高等学校等奨学金」は、経済的な理由により高等学校等に就学することが困難な者に対し、経済的な負担の軽減を図り、人材の育成及び教育の振興を目的として、8 万円を限度とし奨学金を交付するものである。

ご意見としては、目標値に対して成果のかい離があるということで、補助金の制度自体を縮小すればというご意見ではなく、計画値を精査してほしいということだと事務局では考えている。

(委員長)

委員会の意見としては、そうである。実態の把握は難しいとすれば、足りなくなってから追加することは難しいのか。途中で計画を変更することは難しいのか。

(小川財政課長)

途中で補正対応することも可能である。

(委員長)

廃止、縮小以外でも、この場で検討したほうがいいものがあれば議論したい。

(D 委員)

佐倉市の特性が出ている**補助金 No.107「佐倉日蘭協会助成補助金」**だが、歴史的経緯もふまえて行われ、総合計画にもあり、是非推進してほしいが、目的がはっきりしない。毎年交流すること自体が目的ではなく、交流した結果、次のステップにどうつなげるかということが成果説明書からは読み取れない。交流した結果、次どうしていくかという発展性を考慮してほしい。

(委員長)

補助事業計画書の目標値をしっかりと説明するということだろうか。

(D 委員)

成果報告書の補助対象事業を見ると、国際交流事業や理解事業、研究に補助が行われている。日蘭の関係を市として、経済的な面、産業的な面へどうつなげていくのか。歴史上の相

手先と毎年交流を確認しあうだけでは、形骸化していってしまうと思う。本来、団体任せではなく、市として政策の方向性をしっかり誘導していくべき事業なのではないか。

(C 委員)

点検シートに募集人員を大きく上回る応募があるということだが、児童を対象にしているのか。

(蜂谷副主幹)

1年ごとに児童交流を図っている。平成22年度は佐倉市の児童をオランダへ派遣し、生活体験等をしている。

(C 委員)

オランダに派遣するのは費用がかかる。こちらが派遣する時には事業費が膨らむということか。

(D 委員)

文化事業なので、存廃について第三者がとやかくいうものではないと思うが、市として方向性をしっかり定めてほしい。

・意見書論点整理について

(委員長)

論点整理表は意見書案のどこに位置づけられるのか。

(林田主査)

論点整理表の現状課題は2ページの「補助金の現状と課題」に記載される。あり方、方向性については8ページ以降「今後の補助金へのあり方へ向けて」に記述されていく。

(委員長)

事務局説明に疑問があるか。

(A 委員)

【共通主要観点】の部分で、公益性、効果性、適格性とあり、あり方についてより高い、より効果的、より適正とあるが、この表現が理解できない。公益性、効果性、適格性が実現できているかどうかを問うているのであって、より高いということではない。こう表現すると何を基準に高い低いを判断するのかということも決めなければならない。この表現には賛成できない。

(委員長)

確かに、程度の差こそあれ、公益性、効果性、適格性が確保できているか、そういう観点で足りる。

(林田主査)

主要観点としては残して、目標としてはふさわしくないのを削除するという修正案でよい。また、意見書の8ページにも同様の記載があるので、これも削除する。あり方の具体的

な方策について提言を述べる形に変更したい。

(B 委員)

委員会では公平性が大きな論点であった。もう少し公平性を主張しておきたい。

(委員長)

公益性、公共性、公平性が要素として重要。2 ページの 2 番目に公平性を整理するという
ことでどうか。適格性というのは手続き、形式的な側面か。

(林田主査)

今の交付基準では、金額の妥当性、手続きの適格性を示すものである。公平性は今の交付
基準では強く謳われている部分がないので、新たに公益性、効果性、適格性に加えて、公平
性を主要観点として 4 番目に列記するのも可能である。

あるいは、公平性という課題を他との整合性、自立性という小課題の 1 項目として付け加
えるか。

(委員長)

意見書 2 ページの効果性の次に加えることでどうか。

(D 委員)

扶助的な補助金は、主要観点のどこに整理されるのか。点検シートを見た結果、重要な補
助金であっても、低いスコアになったものがあつた。これは、点検シートにそういった補助
金を評価する観点がなかったからということがあつた。

扶助的な補助金の点数が低くなったり、漏れてしまわないように、上位で整理しておく必
要がある。

(林田主査)

例えば社会性、社会的必要性といったところか。

(委員長)

公平性の説明に、社会的扶助の観点を含むということを明示するという
ことでどうか。

その他、どうか。PDCA も行政改革の中でよく使われるが。

(B 委員)

前回の意見書の中に PDCA をちゃんとやってくださいと書いてあるが、今回、実践され
ていないものが見受けられる。課題点、解決の方策を点検項目として考慮してほしい。

(D 委員)

成果報告書の様式をもう少し改良する余地があると思う。担当者が書きにくそうにしてい
る様子が行間に読み取れる。これを書いていけば PDCA が回るという工夫がほしい。

この点については、行政評価でもノウハウがあるはず。成果指標、活動指標という構築が
行われているので、その知見を利用しつつ、担当課の意見を踏まえて少しずつ改善してい
ってほしい。

(委員長)

論点整理表案の大課題欄「③PDCA」のうち、中課題として「サイクル運用について」と

いう形で書き加えるということでしょうか。

(A 委員)

担当所属において、補助金関係の業務のウェイトがどれくらいなのか。第三者として「PDCA をきっちり回しましょう」と厳しく言うことはできるが、それを担当課が受け入れる余地があるのか、そういう観点も重要だと思う。

(委員長)

(No.109「佐倉市体育協会補助金」における) 交通費も事務量と比較考量して、定額を支給するという形にしたのも理解できる。

(A 委員)

アクションにもう少し時間を割ければいいと思う。補助金業務が担当課の業務に占めるウェイトによって、お願いの度合いが変わってくると思う。

(B 委員)

分類 1 (①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援)、2 (市との連携により実施する事業への財政支援) は、市の意図が及ぶ範囲で、性格の違うものが入っているということで、1、2 は自分の仕事としてやってもらわなければならない。3、4 (啓発、誘導のための財政支援) は少し違う。5 (特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援)、6 (一定水準の市民生活を保障するための財政支援) は当然やってもらわなければならない。

このように、補助金によって軽重はあるが、これは軽くやっていますよとは言いがたい。

(A 委員)

担当課として PDCA はできているのか。

(B 委員)

去年もやってるから今年も同じようにやっているという印象がある。

(D 委員)

そうなりがちなので、こういう期間で気づきを共有してもらおうということである。

(A 委員)

委員会の役割はそうだと思うが、それにしても、前回意見書の指摘に対する対応が少ないと感じる。

(D 委員)

意見書に対して (担当課と委員会の) 意見交換をすることができれば、委員会としても PDCA を回していけるし、よりよい意見を出していけると思う。

限られた情報の中で廃止まで踏み込んでいけるものが少ないというのが印象である。3年に1回、ゼロベースで見直すという意図をもう一度考えてもらいたい。本当の意味での改善につなげるためには、3年に1度よりも、毎年継続的に、適切なタイミングで意見をもらうほうがいいかもしれない。

(委員長)

今の意見を最終報告案に盛り込むかどうか検討いただきたい。

・意見書に盛り込むべき内容・スタイルについて

(委員長)

それでは骨子案について検討していきたい。

真中に評価結果を入れてあるので、課題と今後の展望が分断されるという説明であったが、どうか。

(D 委員)

5 ページのヒアリング結果は参考としてもいいのではないかと。むしろ今後の補助金のあり方をしっかり書いていきたい。

(委員長)

現状、課題、今後のあり方をもってきて、意見を最後にもってくるのはどうか。3. 「佐倉市における各補助金に対する意見」と 4. 「今後の補助金のあり方へ向けて」を入れ替えるというのはどうか。

(B 委員)

3. 「佐倉市における各補助金に対する意見」で廃止何件、継続何件というのはどうだろうか。委員会では「事業仕分け」をしたのではない。結果を出した背景にある、委員会としての考えを伝えたい。

(D 委員)

1 件 1 件の補助金に結論をするのが委員会の議論の目的ではなく、ケースを通して議論していくなかで、8 ページ以降のこと（「今後の補助金のあり方へ向けて」）が見えてきましたということである。1 個 1 個の補助金について指示を出したかのように捉えられてしまうのは、委員会の趣旨とは違う。かといって、8 ページ以降のことだけ書くと抽象的になりすぎて、PDCA のやりようがない。考えの例示として具体的な補助金を明示することが必要なのではないか。

(B 委員)

5 ページ中段の表の課題点等を注目してもらうようにできないか。

(A 委員)

同じ意見だが、課題点等、委員会意見欄を見てもらうために、委員会評価をなくすか、委員会意見の最後に評価を書くかにしてもらえないか。継続という結果を先に受け取ったら、中身は見なくなってしまう。委員会としての的外れな意見を述べている可能性もあり、そういう場合には委員会としても教えてもらいたい。

(D 委員)

そうは言っても結論のない報告書を読む気はしないと思う。妥協点として、厳しい評価を出したものについて、委員会の意見が的外れではないかを確認できないか。委員会からの言いつ放しで、対話ができないのはもったいないと感じる。

(小川財政課長)

意見書の提出前ということか。

(D 委員)

そうである。事前に対話すると、委員会の第三者性との問題が出てくるかも知れないが、担当課の評価はあった方がいいと感じる。

(A 委員)

委員会評価欄はなくして、委員会意見の最後に評価を明確に入れるということである。委員会評価欄を、担当課意見欄にできないか。

(林田主査)

これは意見書で、委員会からのご提言をいただくものである。担当課意見については、PDCA を回す中での途中経過として把握していきたいと考えている。

(委員長)

確かに的外れな意見もあるかもしれないが、担当課にはそれを前提に適切な対応をしてもらえれば。委員会意見の最後のところに評価を文章として加えるということによいか。

(B 委員)

「課題点等」では主語がわからないので、「委員会で指摘された課題点等」というようにしてもらいたい。

(委員長)

3.「佐倉市における各補助金に対する意見」を後ろにもっていくと資料になってしまうので、間に挟んでもいいと思うがどうか。

(A 委員)

7 ページの表はヒアリングしていない補助金の表ということで、かなりの量になってしまうのではないか。

(委員長)

後ろに回すと資料になってしまう。このままでどうか。

(D 委員)

読み手にとって、3.「佐倉市における各補助金に対する意見」で事業を認識したあと、4.「今後の補助金のあり方へ向けて」でまとめがあるということで、間に大量の表が入っても思考が中断する種類のものではないと、今は感じている。実際にできてみないとわからないが。

(委員長)

以上の意見に基づいて事務局は意見書案の策定をお願いしたい。事前にメールで各委員に送っていただき、次回検討の前までに各委員からご意見をいただきたい。

本日の議事は全て終了いたしました。

～ (終了 19:30) ～